五　内臓の機能障害

３　呼吸器機能障害

　呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量１秒率（以下「指数」という。）、動脈血ガス及び医師の臨床所見によるものとする。指数とは１秒量（最大吸気位から最大努力下呼出の最初の１秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長の組合せで正常ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

（１）　等級表１級に該当する障害は、呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため指数の測定ができないもの、指数が20以下のもの又は動脈血O2分圧が50Torr以下のものをいう。

（２）　等級表３級に該当する障害は、指数が20を超え30以下のもの若しくは動脈血O2分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの又はこれに準ずるものをいう。

（３）　等級表４級に該当する障害は、指数が30を超え40以下のもの若しくは動脈血O2分圧が60Torrを超え70Torr以下のもの又はこれに準ずるものをいう。